



鳥労基発 0621 第 2 号
平成 28 年 6 月 21 日

関係団体の代表者 殿

鳥取労働局労働基準部長



陸上貨物運送事業における荷役作業の労働災害防止対策の推進について

貴団体におかれましては、平素より労働基準行政の推進に当たり、御支援、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況において、荷役作業に係る労働災害の占める割合が高いことから、今後、労働災害発生防止対策を徹底するためには、引き続き、荷役作業に係る労働災害防止対策を適切に実施していくことが強く求められています。

改めて申し上げるまでもなく、事業者には、労働安全衛生法に基づく労働災害防止のための措置が義務付けられていますので、法令に基づく措置を確実に実施していただくことが必要です。

今般、別添のとおり「荷主等における荷役災害防止対策の好事例」を作成いたしましたので、貴団体におかれましては、ホームページへの掲載、関係事業場が参集する機会、会報の送付、会員向けのメールマガジンの配信等のあらゆる機会を捉え、周知していただき、陸上貨物運送事業における荷役作業の労働災害防止対策の推進が図られますようお願い申し上げます。

(別添)

- ・荷主等における荷役災害防止対策の好事例
- ・荷役災害防止担当者教育用テキスト (参考)

(参考) 荷主等における荷役災害防止対策の好事例

陸上貨物運送事業における荷役作業において、事業者が行う安全衛生活動を支援するため、事業場の実態に即し、労働災害防止対策に取り組むことができるように作成したものです。なお、厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123265.html>

